

平成26年第1回羅臼町議会定例会（第1号）

平成26年3月7日（金曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長行政報告
日程第 5 議案第19号 根室町村等公平委員会の選任につき同意を求めることについて
日程第 6 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
日程第 7 議案第 1号 平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
日程第 8 議案第16号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
日程第 9 議案第 2号 平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
日程第10 議案第 3号 平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
日程第11 議案第 4号 平成25年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
日程第12 議案第 5号 平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
日程第13 町長・教育長行政執行方針

○出席議員（10名）

議 長	10番	村 山 修 一 君	副議長	9番	松 原 臣 君
	1番	湊 屋 稔 君		2番	田 中 良 君
	3番	高 島 讓 二 君		4番	高 村 和 史 君
	5番	小 野 哲 也 君		6番	坂 本 志 郎 君
	7番	鹿 又 政 義 君		8番	佐 藤 晶 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	脇 紀美夫 君	副 町 長	鈴木 日出男 君
教 育 長	池 田 栄 寿 君	監 査 委 員	浦 崎 頼 男 君

教育委員長	石川勝君	企画振興課長	久保田誠君
総務課長	太田洋二君	税務財政課長	高橋力也君
税務財政課参事	櫻井房雄君	環境生活課長	五十嵐勝彦君
保健福祉課長	対馬憲仁君	保健福祉課長補佐	洲崎久代君
地域包括支援センター課長	斉藤健治君	水産商工観光課長	川端達也君
水産商工観光課長補佐	堺昇司君	水産商工観光課長補佐	田澤道広君
建設水道課長	北澤正志君	学務課長	中田靖君
社会教育課長	石田順一君	会計管理者	野理幸文君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 寺澤哲也君 次 長 丸山晃君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成26年第1回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

定例会会期日程及び日程表及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、1番湊屋稔君及び2番田中良君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から3月14日までの8日間とし、議案調査等のため、3月8日、9日及び3月11日、12日、13日の5日間は休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月14日までの8日間とし、議案調査等のため、3月8日、9日及び3月11日、12日、13日の5日間は休会とすることに決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。昨日からの暴風雪と国道の一部通行どめにより、議会開会が心配されたところでありますけれども、予定どおり、本日、羅臼町議会第1回定例会を開催することができ、安堵しているところであり、議員皆様全員の御出席を賜り、提出議案等の御審議をいただけますことにつきましてお礼を申し上げます。

お許しをいただきましたので、4件、行政報告をさせていただきます。

1件目は、去る2月17日発生の暴風雪被害の対応についてであります。

2月16日から低気圧の発達により、釧路、根室地方では、16日から19日にかけて広い範囲で暴風雪となり、各地で国道や道道が通行どめとなりました。当町では、2月16日日曜日午前11時35分に大雪警報、同日午後6時25分に暴風雪警報が発令されました。このころから風雪が強まり、道道知床公園羅臼線、岩見橋から相泊間が通行どめとなりました。翌17日月曜日の午後1時30分から国道335号線の幌萌から峯浜間が、午後2時から幌萌町から標津町伊茶仁間が通行どめとなりました。これを受けまして、17日月曜日の午後1時に羅臼町雪害対策本部を設置し、午後1時30分に峯浜町福祉館を避難所として開設し、雪害対策の対応に当たりました。また、暴風雪による停電も町内各地区で発生いたしました。

このたびの雪害対策に対し、釧路開発建設部中標津道路事務所並びに北海道電力中標津支店より、現地情報連絡員として、それぞれの職員を羅臼町雪害対策本部に派遣していただき、情報を共有し、24時間体制で対応していただいたところであります。

警報発令期間が4日間にわたりまして、この間、暴風雪が続いたことから、除雪作業や復旧作業がおくれ、町民皆様には大変御不便をおかけいたしました。幸いにも人身事故などの大きな被害がなく、安堵しているところではありますが、今後におきましても、できる限りライフラインを安定的に維持できるような取り組みを関係機関に強く要請してまいります。

なお、屋根の破損等の被害として、公共施設、民家合わせて56件の報告を受けておりまして、現在、被害額の詳細について取りまとめ中ではありますが、公共施設、特に町営住宅につきましては、住民の皆様には支障を来すことのないように、応急措置をさせていただいているところであります。

また、昨日の暴風雪により、国道335号が6日午前10時30分から通行どめとなり、6日の9時35分に羅臼町雪害対策本部を設置したところではありますが、先刻、午前9時に国道が開通となったところであります。なお、今回の防風雪による被害は、現在調

査中であります。

2件目は、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の還付加算金の未還付についてであります。

他自治体による還付加算金処理手続の誤りの報道を受け、還付加算金の還付手続の確認をしたところ、当町においても、国民健康保険税で61世帯、30万1,900円、後期高齢者医療保険料で1世帯、1,700円の還付加算金の算定誤りによる未還付があることが判明いたしました。処理誤りが判明したことは大変遺憾であり、未還付となっている対象者の皆様には深くおわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。未還付となっている対象者の皆様には、速やかに還付するよう指示するとともに、今後、このような事務処理ミスが発生しないよう、改めて法令を確認し、確実な算出根拠を周知徹底し、再発防止と適切な事務処理に努めてまいります。

3件目は、羅臼国後展望塔の増築についてでございます。

羅臼国後展望塔の増築につきましては、北方領土返還運動のさらなる啓発のため、設置者である独立行政法人北方領土問題対策協会から事務委託を受け、25年度中の完成を目指し、進めてまいりましたが、これまで、9月と10月に一般競争入札を実施いたしました。応札する業者がなく、さらに、11月に指名競争入札に切りかえ、3度目の入札を行いました但不調となったため、年度内の発注、完成は不可能となりました。

今後の対応につきましては、北方領土問題対策協会は、本事業を26年度に繰り越して進めていく予定とのことでありますので、新年度のできるだけ早い時期に完成できるよう要請を続けてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

4件目は、3月5日現在における羅臼地方卸売市場の鮮魚取扱高の状況でございます。お手元に配付しておりますが、トータルで申し上げますと、数量では、去年同期と比べまして21.5%上回っております。金額では、昨年同時期と比べて23.0%上回っているところであります。特にスケソウ漁におきましては、金額で36%上回っておりまして、またウニにつきましても、昨年から見ると、金額では60.8%上回っているというような状況でございます。

いずれにいたしましても、今後につきましても、漁獲高、そして安全操業であることを期待しているところであります。

なお、本定例会には、報告1件と議案19件、議案19件の内訳として平成25年度補正予算が5件、26年度の予算が6件、条例の一部改正が4件、過疎事業にかかわる計画変更が1件、規約の変更協議が2件、人事案件1件であります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第19号 根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求

めることについて

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第19号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました議案第19号でございます。74ページをお願いいたします。

根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

根室町村等公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住所につきましては、目梨郡羅臼町船見町19番地6。

氏名につきましては、寺澤哲也氏。

生年月日であります。昭和28年11月27日、満60歳であります。

任期につきましては、平成26年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

寺澤哲也氏は、昭和47年、1972年4月に羅臼町職員として勤務し、以来、今日まで42年間の長きにわたり、行政の各分野を歴任し、その識見も豊富であり、人格ともに公平委員として適任でありますので、満堂の御賛同を賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第19号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第6 報告第1号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第6 報告第1号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました、報告第1号の専決処分した事件の承認について、そして、この後、本日提案が予定されております議案第1号から第5号並びに第16号につきましては、それぞれ副町長以下、担当職員をして説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、平成26年1月7日でございます。

平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成25年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,166万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

18款1項繰越金、171万円を追加し1,090万1,000円。

歳入合計、171万円を追加し34億8,166万7,000円。

歳出でございます。

6款1項商工費、171万円を追加し8,958万5,000円。

歳出合計、171万円を追加し34億8,166万7,000円。

6ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入でございます。

18款1項1目繰越金、171万円の追加でございます。補正財源を前年度繰越金に求めたものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。6款1項商工費8目温泉供給費、171万円の追加ございま

す。1月6日に、泉源であります5号井のスケールによりまして閉塞し、温度が下がる状態が続いたことから、早急に温泉の安定供給を図るために、しゅんせつ作業を実施したものでございまして、現在においては安定な供給をされておるということでございます。そういうことで専決をさせていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第1号専決処分した事件の承認については、承認することに賛成の方は起立願ひます。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 報告第1号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第7 議案第1号 平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

◎日程第8 議案第16号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第1号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算及び日程第8 議案第16号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の10ページをお願いいたします。

議案第1号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成25年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,061万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6,228万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

11ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

9款1項地方交付税、1億4,834万円を追加し20億7,234万円。

11款分担金及び負担金、126万円を減額し3,813万2,000円。

2項負担金、126万円を減額し3,438万2,000円。

13款国庫支出金、15万9,000円を減額し1億4,302万7,000円。

1項国庫負担金、15万9,000円を減額し1億1,067万円。

14款道支出金、75万8,000円を減額し1億5,386万5,000円。

1項道負担金、27万円を追加し6,623万6,000円。

2項道補助金、102万8,000円を減額し6,931万2,000円。

16款1項寄附金、156万1,000円を追加し2,442万9,000円。

19款諸収入、10万8,000円を減額し2,909万6,000円。

4項雑入、10万8,000円を減額し2,815万8,000円。

20款1項町債、3,300万円を追加し2億3,829万3,000円。

歳入合計、1億8,061万6,000円を追加し36億6,228万3,000円。

歳出でございます。

2款総務費、2億3,028万9,000円を追加し8億4,880万6,000円。

1項総務管理費、2億3,028万9,000円を追加し7億8,640万円。

3款民生費、364万4,000円を減額し4億3,082万5,000円。

1項社会福祉費、88万4,000円を減額し3億4,074万6,000円。

2項児童福祉費、276万円を減額し9,000万円。

4款衛生費、1,512万7,000円を減額し5億7,500万3,000円。

1項保健衛生費、1,102万7,000円を減額し2億2,282万8,000円。

3項清掃費、410万円を減額し3億4,350万円。

5款農林水産業費、60万円を減額し5,734万1,000円。

3項水産業費、60万円を減額し3,638万9,000円。

7款土木費、2,000万円を追加し1億1,217万8,000円。

2項道路橋りょう費、2,000万円を追加し1億1,078万7,000円。

8款教育費、2,030万2,000円を減額し2億5,132万8,000円。

2項小学校費、57万6,000円を減額し4,097万3,000円。

3項中学校費、372万4,000円を減額し3,219万7,000円。

4項幼稚園費、99万3,000円を減額し2,055万3,000円。

6項保健体育費、1,500万9,000円を減額し9,803万1,000円。

10款1項職員費、3,000万円を減額し8億1,380万6,000円。

歳出合計、1億8,061万6,000円を追加し36億6,228万3,000円。

13ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でございます。

1点目は、防災行政無線戸別受信機の整備事業債でございます。250万円から420万円に変更するものでございます。次に、社会福祉協議会補助事業債でございまして、1,440万円の追加でございます。観光協会補助事業債、730万円の追加でございます。商工会補助事業債、960万円の追加でございまして、いずれも過疎対策事業債でございまして、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

14ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入でございます。

9款1項1目地方交付税、1億4,834万円の追加でございます。普通交付税の交付額決定によるものでございます。

11款分担金及び負担金2項負担金5目教育費負担金126万円の減額につきましては、学校給食費の負担分の確定によるものでございます。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、15万9,000円の減額でございます。1点目につきましては、障がい者の介護給付費の負担金でございます。額の確定による増額でございます。もう1点につきましては、児童福祉費の負担金156万2,000円の減額につきましては、それぞれ、手当の負担金の額の確定によるものでございます。

14款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金、27万円の追加でございます。1点目の43万2,000円の減額につきましては、児童福祉費負担金の確定でございます。もう1点につきましては、障がい者介護の訓練等給付金の70万2,000円の増につきましては、利用者の増による増額でございます。

2項道補助金2目民生費道補助金、42万8,000円の減額でございます。それぞれ給付費の補助金の確定による減額でございます。4目の農林水産事業費道補助金60万円の減額につきましては、北方領土隣接地域振興等事業の補助金の確定によるものでございます。

次に、16款の寄附金でございます。16ページをお願いいたします。

総務費寄附金の154万5,000円の追加につきましては、善意による寄附があったものでございまして、知床・羅臼まちづくり寄附金のうち、知床保全に1件1万円、中学校建設事業に7件153万5,000円、合わせて154万5,000円の追加でございます。

教育費寄附金1万6,000円につきましては、体育文化振興基金ということの指定寄附でございまして、陶芸サークル織部より善意の寄附をいただいたところでございます。

19款諸収入4項3目雑入10万8,000円の減額につきましては、健康診断等の個人の負担金の額の確定でございます。

20款1項町債1目総務債170万円の追加でございます。防災無線の戸別受信機の整備事業債の増額でございます。次に、民生債につきましては、社会福祉事業債の1,44

0万円、商工債の1,690万円の追加につきましては、それぞれ、観光協会の補助事業、商工会の補助事業に新たに過疎事業債が認められたための追加でございます。

18ページをお願いいたします。

歳出の説明をいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2億3,025万9,000円の追加でございます。1点目は、負担金補助及び交付金の決定でございますが、消防事務組合負担金でございます確定実行見込みによる負担金に減額を生じたものでございます。

積立金でございます。財政調整基金積立金6,574万1,000円、減債基金積立金6,353万円、公共施設整備基金積立金1億円につきましては、今後の安定的な財政基盤の構築のために、それぞれ積み立てをするものでございます。体育文化振興基金の1万7,000円、知床・羅臼まちづくり基金積立金154万5,000円につきましては、ただいま歳入で説明したとおりの、善意の寄附を積み立てるものでございます。

7目自治振興費、3万円の追加でございます。負担金でございますが、羅臼・釧路間の競合路線の減収分負担金に不足を見込まれるため、追加をするものでございます。

7項1目防災費につきましては、今般の戸別受信機の過疎事業債が増額認められたということございまして、その特定財源の調整のためでございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費102万5,000円の追加でございます。扶助費でございまして、70歳以上の非課税の世帯に対しまして、今般、灯油の著しい価格の高騰によりまして、低所得者世帯に大きな負担を招くおそれがございますので、負担軽減のために一部扶助するものでございます。ひとり暮らしの高齢者、あるいは高齢者夫婦世帯、ひとり親世帯、重度身障者世帯、生活保護世帯、合わせて205世帯に、1世帯5,000円の扶助をするものでございます。

4目心身障がい者特別対策費416万6,000円の追加でございます。1点につきましては、難病患者の交通費助成、通院の減による110万円の減でございます。障がい者自立支援事業に要する経費、20ページをお願いいたします、扶助費でございまして、介護・訓練等の給付、3名の利用者増による280万7,000円の増でございます。償還金利子及び割引料につきましては、24年度の補助金が確定したための返還を求められたものでございます。

5目心身障がい者医療費200万円の減額につきましては、それぞれ扶助費の確定によるものでございます。

6目ひとり親福祉医療費70万円の減額につきましても、各扶助費の確定によるものでございます。

7目特別会計繰出金、337万5,000円の減額でございます。繰出金でございまして、国民健康保険事業特別会計につきましては84万円の増でございます。出産一時金、当初予算より、3名の方が増となったということの繰り出しでございます。介護保険事業特別会計繰出金につきましては、給付費の確定による減でございます。

2項児童福祉費1目児童措置費、276万円の減でございます。支給対象者の確定による減でございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、324万7,000円の減でございます。1点目は、各種検診の確定による委託料の減、償還金利子及び割引料につきましては、24年度事業の負担金が確定したための返還でございます。

次に予防費でございまして、22ページをお願いいたします。それぞれ、予防接種等の確定による減額をするものでございます。

6目合併処理浄化槽普及費、778万円の減額でございます。当初20基を予定してございましたが、10基の設置で完了したということでございまして、減額をしてございます。このことにつきましては、今後、さらなる設置推進について対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

3項清掃費1目清掃総務費、410万円の減額でございます。それぞれ説明欄にございますとおり、し尿処理組合、あるいは根室北部廃棄物広域連合、PCB廃棄物処理に関する経費、それぞれ確定したための減額でございます。

5款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費60万円の減額につきましては、北方領土隣接地域振興等事業補助金の確定によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

6款1項商工費2目商工振興費4目観光費、それぞれ、これにつきましては、歳入で申上げましたとおり、地方債の充当確定により財源内訳の変更をするものでございます。

7款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費、2,000万円の追加でございます。年度末まで2,000万円の不足を生じるということで補正をお願いするものでありますが、しかしながら、先ほど町長の行政報告でもありましたとおり、2月7日から21日の暴風雪にかけて被害があり、これの除雪費用が発生したため、さらに、この後、追加提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

8款教育費2項小学校費2目教育振興費57万6,000円の減額でございます。扶助費の対象者確定による減額でございます。

3項中学校費2目教育振興費46万9,000円の減額でございます。これにつきましても対象者の確定による減額でございます。

3目学校建設費、羅臼中学校の耐力度調査入札の確定による減額でございます。

4項幼稚園費1目幼稚園管理費99万3,000円の減額につきましては、代がえ教諭の賃金、あるいは研修旅費の確定による減額でございます。

6項保健体育費2目体育館費、1,374万9,000円の減額でございます。1点目は修繕費でございますが、体育館のバレーボールネットの支柱に損傷がございました。これの取りかえでございます。委託料につきましては、体育館の施設管理委託をしてございますが、当初の予算から減額をしております。さらには、雇用対策の補助事業も充当になったということで減額をするものでございます。

6目給食センター管理費126万円の減額でございます。それぞれ実行見込みで確定になるものでございます。

10款1項職員費1目職員給与費、3,000万円の減額でございます。中途退職あるいは育児休業者、独自の給与の削減ということで、それぞれ給与の削減をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、71ページをお願いいたします。

議案第16号でございます。羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。

羅臼町過疎地域自立促進市町村計画を、別紙、羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更のとおり変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

別紙、羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを説明させていただきたいと思っております。

ただいま、補正の中でもお話をさせていただきましたけれども、今般、観光協会の補助事業、及び、商工会の補助事業、2ページにあります社会福祉協議会補助事業が、それぞれ、過疎債のソフト事業に充当を決定されたということでございまして、その内容を変更するものでございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第1号及び議案第16号の2件を採決します。

この採決は、1件ずつ起立によって行います。

議案第1号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第1号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第16号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号 平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第2号平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 30ページをお願いいたします。

議案第2号平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

平成25年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,268万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,633万6,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

31ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款1項国民健康保険税、2,915万6,000円を減額し4億5,239万4,000円。

3款国庫支出金、1,725万7,000円を減額し2億6,760万5,000円。

1項国庫負担金、1,739万2,000円を減額し2億6,689万4,000円。

2項国庫補助金、13万5,000円を追加し71万1,000円。

4款1項療養給付費交付金、260万円を追加し491万4,000円。

6款道支出金、739万2,000円を減額し8,934万3,000円。

1項道負担金、139万2,000円を減額し1,195万5,000円。

2項道補助金、600万円を減額し7,738万8,000円。

7款1項共同事業交付金、646万5,000円を減額し1億1,705万3,000円。

9款繰入金、84万円を追加し5,970万円。

1項他会計繰入金、84万円を追加し4,780万5,000円。

10款1項繰越金、6,951万2,000円を追加し7,660万1,000円。

歳入合計、1,268万2,000円を追加し11億4,633万6,000円。

続きまして、歳出です。

1 款総務費、5,013万5,000円を追加し5,881万1,000円。

1 項総務管理費、5,013万5,000円を追加し5,517万6,000円。

3 款保険給付費、4,614万円を減額し6億2,103万円。

1 項療養諸費、4,800万円を減額し5億4,694万円。

2 項高額療養費、60万円を追加し6,508万8,000円。

4 項出産育児諸費、126万円を追加し882万円。

5 款1 項共同事業拠出金、1,082万5,000円を減額し1億8,027万8,000円。

1 0 款諸支出金、1,951万2,000円を追加し2,016万円。

1 項償還金及び還付加算金、1,951万2,000円を追加し2,015万9,000円。

歳出合計、1,268万2,000円を追加し11億4,633万6,000円。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきますので、3ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款1 項国民健康保険税1 目一般被保険者国民健康保険税から2,915万6,000円を減額。

3 款国庫支出金1 項国庫負担金1 目療養給付費等負担金から1,600万円を減額。

2 目高額医療費共同事業負担金から139万2,000円を減額。

以上につきましては、歳出の療養給付費、高額療養費の補正額のルール分でございます。

2 項国庫補助金2 目特別調整交付金に13万5,000円の追加につきましては、システム改修に伴うものでございます。

4 款1 項1 目療養給付費交付金に260万円の増額につきましては、退職被保険者の療養給付費、高額療養費の補正額のルール分でございます。

6 款道支出金1 項道負担金1 目高額医療費共同事業負担金から139万2,000円の減額。

2 項道補助金1 目第1 号調整交付金から600万円の減額。

7 款1 項1 目共同事業交付金から278万7,000円の減額。

2 目保険財政共同安定化事業交付金から367万8,000円の減額。

以上につきましては、歳出の療養給付費及び共同事業拠出金の補正額のルール分でございます。

9 款繰入金1 項他会計繰入金1 目一般会計繰入金に84万円の追加につきましては、出産育児一時金に伴うものでございます。

33ページから36ページに続きますが、10款1 項1 目繰越金に6,951万2,000

0円を追加するものでございます。内容につきましては、前年度繰越金に財源を求めるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

37ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費に、5,013万5,000円を追加するものでございます。内容につきましては2点ございまして、1点目は、70歳から74歳までの被保険者の一部負担の取り扱いの見直しに伴いシステム改修が必要となることから、19節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金に13万5,000円を追加するものでございます。2点目は、平成24年度決算において7,975万3,000円の繰越金が生じたことから、留保財源を差し引いた5,000万円を25節積立金、国民健康保険財政調整基金積立金に追加するものでございます。なお、この結果、基金の残高は7,910万5,000円となるものでございます。

3款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費から、5,000万円を減額するものでございます。内容につきましては、一般被保険者の療養費の減少により、19節負担金補助及び交付金、診療報酬保険者負担金から5,000万円を減額するものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費に、200万円を追加するものでございます。内容につきましては、退職被保険者の療養費の増加により、19節負担金補助及び交付金、診療報酬保険者負担金に200万円を追加するものでございます。

2項高額療養費3目退職被保険者等高額療養費に、60万円を追加するものでございます。内容につきましては、退職被保険者の高額療養費の増加により、19節負担金補助及び交付金、高額療養費給付金に60万円を追加するものでございます。

37ページから39ページに続きますが、4項出産育児諸費1目出産育児一時金に126万円を追加するものでございます。内容につきましては、出産予定者が当初見込みから3名増加し21名となることから、19節負担金補助及び交付金、出産育児一時金に126万円を追加するものでございます。

5款1項共同事業拠出金1目高額医療費共同事業医療費拠出金から557万1,000円を減額するものでございます。内容につきましては、高額医療費共同事業医療費拠出金の額の確定により、19節負担金補助及び交付金、高額医療費共同事業医療費拠出金から557万1,000円を減額するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金から525万4,000円減額するものでございます。内容につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定により、19節負担金補助及び交付金、保険財政共同安定化事業拠出金から525万4,000円を減額するものでございます。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金に、1,951万2,000円を追加するものでございます。内容につきましては、平成24年度療養給付費等負担金等の額

の確定に伴い返還金が生じたことにより、23節償還金利子及び割引料、返還金に1,951万2,000円を追加するものでございます。なお、この補正予算につきましては、3月3日開催の第1回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第2号平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号 平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第3号平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 議案の41ページをお願いいたします。

議案第3号平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成25年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,446万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,825万円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

42ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款1項介護保険料、342万3,000円を減額し6,800万1,000円。

3款国庫支出金、742万4,000円を減額し1億36万3,000円。

1項国庫負担金、564万4,000円を減額し7,633万2,000円。

2項国庫補助金、178万円を減額し2,403万1,000円。

4款1項支払基金交付金、1,007万円を減額し1億1,516万4,000円。

5款道支出金、564万1,000円を減額し5,535万4,000円。

1項道負担金、564万1,000円を減額し5,341万1,000円。

7款繰入金、148万円を追加し7,929万4,000円。

1項他会計繰入金、421万5,000円を減額し6,479万9,000円。

2項基金繰入金、569万5,000円を追加し1,449万5,000円。

10款町債1項財政安定化基金貸付金、939万円の全額を減額するものでございます。なお、10款町債は廃款でございます。

歳入合計、3,446万8,000円を減額し4億3,825万円。

続きまして、歳出です。

1款総務費、25万2,000円を追加し1,959万4,000円。

1項総務管理費、25万2,000円を追加し1,723万5,000円。

2款保険給付費、3,472万円を減額し3億9,324万8,000円。

1項介護サービス等諸費、3,500万円を減額し3億4,856万7,000円。

2項介護予防サービス等諸費、83万円を追加し802万3,000円。

3項高額介護サービス等費、80万円を減額し940万円。

4項高額医療合算介護サービス等費、125万円を追加し271万3,000円。

5項特定入所者介護サービス等費、100万円を減額し2,454万5,000円。

歳出合計、3,446万8,000円を減額し4億3,825万円。

44ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

1、変更でございます。

内容といたしまして、当初予算で歳入不足分の財源を財政安定化基金貸付金に求めておりましたが、介護給付費の決算見込みに伴い、財政安定化基金貸付金より借り入れが不要となったことから、939万円の全額を減額するものでございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。

事項別明細書。

歳入でございます。

1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料で342万3,000円の減額につきましては、介護給付費の決算見込みに伴うルール分の減額補正でございます。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金 5 6 4 万 4, 0 0 0 円の減額と、2 項国庫補助金 1 目調整交付金 1 9 0 万 6, 0 0 0 円の減額につきましても、介護給付費の決算見込みに伴うルール分の減額補正でございます。

4 目事業費補助金 1 2 万 6, 0 0 0 円の追加は、介護保険システム改修費用に対する国庫補助金分でございます。

4 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金 1, 0 0 7 万円の減額と、5 款道支出金 1 項道負担金 1 目介護給付費負担金 5 6 4 万 1, 0 0 0 円の減額につきましても、介護給付費の決算見込みに伴うルール分の減額補正でございます。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 4 2 1 万 5, 0 0 0 円の減額につきましては、1 節介護給付費繰入金の決算見込みに伴う 4 3 4 万 1, 0 0 0 円の減額と、6 節事務費繰入金 1 2 万 6, 0 0 0 円の増額によるものでございます。事務費繰入金につきましては、介護保険システム改修費に対する一般会計からの繰り入れ分でございます。

2 項 1 目基金繰入金 1 節介護給付費準備基金繰入金 5 6 9 万 5, 0 0 0 円の追加につきましては、財政安定化基金貸付金の減額に対する歳入不足を介護給付費準備基金繰入金に財源を求めるものでございます。

1 0 款町債 1 項 1 目財政安定化基金貸付金 9 3 9 万円の減額につきましては、先ほど地方債補正で説明いたしましたとおり、借り入れが不要となったことから 9 3 9 万円の全額を減額するものでございます。

4 9 ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費で、2 5 万 2, 0 0 0 円の追加です。内容につきましては、消費税率の改定に伴う介護保険システム改修費負担金でございます。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目介護サービス給付費で、3, 5 0 0 万円の減額でございます。説明欄に記載されております、居宅介護サービス給付費 1 0 0 万円、施設介護サービス給付費 2, 6 0 0 万円、地域密着型介護サービス給付費 8 0 0 万円の減額でございます。内容といたしましては、介護給付費の決算見込みに伴う減額補正でございます。

2 項介護予防サービス等諸費 1 目介護予防サービス給付費、8 3 万円の追加です。内容といたしましては、先ほどの保険給付費同様、決算見込みに伴う増額補正でございます。

3 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス費で 8 0 万円の減額につきましても、決算見込みに伴う減額補正でございます。

4 項高額医療合算介護サービス等費 1 目高額医療合算介護サービス費で、1 2 5 万円の追加です。これにつきましても、決算見込みに伴う増額補正でございます。

5 1 ページをお願いいたします。

5 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費で、1 0 0 万円の減額です。これにつきましても、決算見込みに伴う減額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑終わります。

これから、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定をすることに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第3号平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号 平成25年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第4号平成25年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 53ページをお願いいたします。議案第4号平成25年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算でございます。

平成25年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,838万2,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

54ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料、52万7,000円を追加し4,118万6,000円。

歳入合計、52万7,000円を追加し5,838万2,000円。

続きまして、歳出でございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、52万7,000円を追加し5,647万9,000円。

歳出合計、52万7,000円を追加し5,838万2,000円。

続きまして、事項別明細書により説明をさせていただきますので、56ページをお願いいたします。

歳入です。

1款1項1目後期高齢者医療保険料に、52万7,000円を追加するものでございます。内容につきましては、被保険者の増加等により、普通徴収に52万7,000円を追加するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

58ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に、52万7,000円を追加するものでございます。内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金で、被保険者の増加等によりまして19節負担金補助及び交付金、保険料負担金に、52万7,000円を追加するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号平成25年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第4号平成25年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号 平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第12 議案第5号平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 議案の60ページをお願いいたします。議案第5号平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算。

第1条は、総則です。

平成25年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正です。

平成25年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益40万6,000円を追加補正し、2億341万3,000円とする。

第1項営業収益40万6,000円を追加補正し、1億9,357万2,000円とする。

支出です。

第1款水道事業費用40万6,000円を追加補正し、2億341万3,000円とする。

第1項営業費用40万6,000円を追加補正し、1億5,000万7,000円とする。

次に、61ページをごらんください。

平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算実施計画。

収益的収入及び支出でございます。説明の都合上、支出から説明させていただきます。

1款水道事業費用1項営業費用4目総係費で、会費及び負担金として40万6,000円の追加補正でございます。内容としましては、上下水道料金システムの消費税法改正の対応費用として、北海道自治体情報システム協議会への追加の分担金でございます。また、この40万6,000円の財源につきましては、上段にあります収入の第1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益に求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第5号平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

ここで、午前11時20分まで休憩します。11時20分再開します。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 13 町長・教育長行政執行方針

○議長（村山修一君） 日程第 13 町長・教育長行政執行方針の説明を求めます。

最初に、町長行政執行方針の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） 平成 26 年羅臼町議会第 1 回定例会の開催に際し、平成 26 年度予算案、その他諸議案の御審議をお願いするに当たり、町政を執行する所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様に御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

本年は、私が 3 期目の町政を担当させていただき 4 年目となり、実質的には任期の最終年度でもあります。これまで 11 年間、懸案でありました町立国保診療所改築と指定管理者制度の導入による管理運営委託、町内に皆無でありました介護施設の開設、デイサービス、障がい者支援センターの整備によって、医療、保健、福祉、介護の連携による地域包括ケア体制の推進を図り、町民が安心して暮らし、「元気でがんばれるまちづくり」を目指してまいりました。

さらには、地域と議会の御理解をいただき、教育施設の劣悪な環境改善を早急に図るべく、中学校の適正配置計画に沿い、現中学校 2 校を閉校し、新設中学校 1 校の建設方針を示し、羅臼中学校の耐力度調査に着手したところであります。

特に本年度の行政執行に当たりましては、第 6 期総合計画を基調に進めてまいりますが、引き続き、中学校建設計画にかかわる基本設計などの実施と、危機的な財政状況の中で今日まで予算計上ができなかった老朽化の著しい海岸町へき地保健福祉館の改築、各町有施設の維持補修、給食センター大型備品の整備や消防車両等の更新を図り、より一層、町民の安心安全を守るための行政課題に取り組んでまいります。

また、基幹産業であります水産業は、魚種により水揚げ高に格差はあるものの、昨年もイカの豊漁により、羅臼漁業協同組合の取扱高は 143 億円となっております。しかしながら、漁業協同組合として持続可能な漁家経営のための格差是正の取り組みについて進められておりますが、なお検討中ということでもありますので、引き続き課題の共有に努めてまいりたいと思います。

国は政権交代後、経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針を閣議決定し、景気回復、経済成長の実現を目指し、さまざまな政策を打ち出しております。しかしながら、地

方では、景気がよくなってきている実感が余りないという声が多く聞こえてきます。4月には消費税が8%に引き上げられることに伴い、消費の落ち込みによる地域経済の冷え込みも叫ばれており、地方財政の悪化も危惧されるところであります。

自治体を取り巻く環境の厳しさは依然として続いておりますが、安定した行財政運営のために、これまで以上に職員の頑張り、資質向上が求められており、引き続き、職員の交流派遣、研修等に力を注いでまいります。

本年度予算案は、前段申し上げましたとおり、各施設等の老朽化対策に重点を置いたことから、平成20年度当初予算に次ぐ規模となりましたが、今後におきましても財政の健全化を図りながら、町民皆様の「いのちと暮らし」を守るため、公平、公明、公正をモットーに、羅臼町発展のために積極的な町政を執行してまいります。

まちづくりは、これまで、ハード面の基盤整備を図らなければならない状況下で進めてきましたが、これからは成長ではなく成熟であり、財政面、環境面など、あらゆる面において持続可能性を確保し、生活の質的向上、心の豊かさを重視した、人口規模に見合ったまちづくりが必要になるものと考えております。

3期目の最終年となる本年は、羅臼町の将来に向けた成長の道筋をつける重要な年と位置づけ、今まで取り組んできた各種施策を成熟させるため、拡大ではなく維持集約、経営コストの削減を図りつつ、一定の行政サービスを保ちながら、羅臼町の存亡にかかわる防災、産業、医療、福祉、介護等の基盤を持続可能なものとするため、昨年引き続き、次の三つのキーワードを柱として、めり張りのあるまちづくりを目指します。

一つは、「あれもこれも平均的に」という行政運営から、目的を集中化し、全体の活力を底上げする「あれかこれか」の視点に立ち、地域を磨く「選択と集中」の行政運営を進めてまいります。

二つ目は、地域住民のやる気を醸成し、そのことが町全体の発展に結びつくことを願い、町民の活動への積極的な支援を進める、「やる気支援」の行政運営を進めてまいります。

三つ目は、町政の運営には町民一人一人が担う役割をはっきりさせた町民主体のまちづくりが基本と考えますので、互いの役割を認識した「協働のまちづくり」を進めてまいります。

東日本大震災の発生以来、安全で安心な暮らしを確保するため、災害に強いまちづくりを目指し、いつ発生するかわからない地震、津波などに備え、町民が迅速に避難することができるよう防災ハザードマップを作成するとともに、ライフラインが途絶えたときも想定して、災害用備品や食糧などの防災備蓄品の整備を計画的に進めてまいりました。また、「自分の命は自ら守る」という防災の原点に立って、地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、自主防災組織の推進や防災訓練を通じた活動を促進してまいりました。しかしながら、大津波が発生した場合の避難路の確保については、想定される津波の水位には対応できても、想定を超える津波には対応しにくい地域もありますので、より一層の

安心を得るためにも、裏山や治山施設等への避難路の確保について、引き続き、北海道など関係機関へ要望し、その実現に努めてまいります。

近年、全国各地で台風や低気圧の影響で多くの犠牲者が出る災害が発生しております。町ではこれまでも気象台から情報をいただきながら、暴風や防風雪、大雨などへの警戒をしていただくため、防災行政無線や携帯エリアメールで町民周知をしてまいりました。しかしながら、細長い地形の当町では気象の変化も激しく、気象台の情報だけでは予想のつかない場合もありますので、今後は、町内各地域からの情報もいただきながら対応するような体制を整備してまいります。

町営住宅につきましては、老朽化の著しい団地の建てかえや集約化、また、長寿命化を促進する改善などの整備が求められています。地域特性や住宅事情等を踏まえた町営住宅等長寿命化計画を策定し、安全に安心して住み続けられる良質な町営住宅の形成を目指して事業化を検討してまいります。

老朽施設、老朽大型備品等の長寿命化対策につきましては、大部分の公共施設や大型備品が相当の年数を経過し、老朽化が著しく、多額の修繕費がかかる状況であり、それぞれの老朽化の状況を把握し、計画的に更新、改善等を行うよう事業を推進してまいります。

地域経済の持続的発展のためには、地域産業の活性化が必要であり、羅臼漁業協同組合や羅臼町商工会、知床羅臼町観光協会等と連携、協力しながら、羅臼町産業活性化プランに基づいた取り組みを推進しており、近年、地場水産品の高付加価値化と地域資源の有効活用を図った新たな商品開発が進められており、昨年は「羅臼昆布・鮭節ドレッシング」や「秋鮭・羅臼昆布ふりかけ」等の商品化が実現しておりますので、商品の需要が拡大し、地域資源のPRにつながっていくことを期待しております。今後も、引き続き関係機関との連携を強化し、地域資源の維持と発掘、活用を検討するとともに、地域資源を最大限に生かした主体的な取り組みに対し効果的に支援してまいります。

基幹産業であります漁業につきましては、イカ漁が過去最高となる水揚げを記録したものの、昆布漁やスケソウダラ、ホッケ等の水揚げは思わしくなく、特に昆布漁につきましては昨年より大きく減産となり、全体的には依然として厳しい状況にあります。また、海洋環境の変化による磯焼け等の漁場環境の悪化が懸念されており、即効性のある抜本的な対策は難しい状況にありますが、羅臼漁業協同組合が実施する藻場の維持、回復活動に対する支援を継続してまいります。

北方四島周辺の安全操業につきましては、従来と同様の条件により操業を継続しておりますが、ロシアトロール船の操業による漁業資源の減少や漁具への被害等が減ることはなく、極めて憂慮すべき事態が続いておりますが、これまで要請活動を続けてきた結果、昨年より漁具被害に大して、2分の1以内で漁具を復旧する支援を受けることができるようになりました。しかし、根室海峡沿岸地域の標津町、別海町におきましても、ロシアトロール船の操業が確認されるようになり、昨年、初めて、3町合同の要請活動を行っておりますが、今後も、オール羅臼と3町合同によるロシアトロール船の即時操業停止につい

での要請活動を継続して実施してまいります。

観光につきましては、昨年、知床横断道路の開通が大幅におくれ、観光客入込数に影響がありましたが、ホエールウォッチングやバードウォッチング等による観光船事業の定着と、各事業者が実施しております地域資源を活用した体験事業の充実、知床羅臼町体験学習推進協議会で行っている修学旅行等の受け入れ、さらには客船につぼん丸の寄港など、関係機関と連携を図りながら交流人口の拡大に努めてまいりました。しかしながら、宿泊者数は減少傾向にありますので、滞在型観光に結びつくように、より一層トップセールスを行い、観光客誘致の拡大に努めてまいります。

また、道の駅かいわいの観光振興策の展開につきましては、当町の将来にとって大変重要で必要性の高いものと認識しております。周辺の活性化には、各事業者や一般住民、関係する団体の主体的な取り組みとして波及することが重要であります。昨年は空き店舗を利用したイベントも実施されており、今後の気運の高まりに期待するところであります。活動の展開につきましては、今後も多くの団体や関係者に、事業の重要性、必要性を説明しながら、懇談や連携を図り、地域の主体的な取り組みを支援してまいります。

本年6月1日が、知床国立公園指定50周年、来年7月17日が、世界自然遺産登録10周年の節目の年であり、特に本年は日本ユネスコ運動全国大会も知床斜里町で開催されることになりました。羅臼町は知床半島の原生の自然環境とオホーツク海の豊かな恵みに育まれ、多くの先人たちの努力により今日まで発展を遂げてまいりました。その知床の豊かな海やすぐれた自然環境を次の世代に引き継ぐためにも、国立公園の指定、世界自然遺産登録にかかわりのあります環境省、林野庁、北海道、斜里町の行政機関と連携を図りながら、本年6月1日から来年7月31日までを周年記念の期間として、関係機関による共同事業や記念パネル展の開催、啓発資材の製作のほかに、例年実施している事業と連携させた記念事業を実施してまいります。

農業につきましては、昨年につき、本年も3月末をもって離農する農家が1戸ありますが、幸いにも、本年もその後を引き継ぐ新規就農者が決定しており、最近5年間では3件目の新規就農者となります。当町におきましては、順調に新規就農者が決定されておりますが、全道的には後継者問題や就農者対策が深刻な課題となっておりますことから、離農者が発生した場合に備えて、関係機関と連携を図りながら誘致活動を行ってまいります。

近年の保健医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進行や生活習慣病の増加、医療技術の飛躍的な進歩などにより大きく変化しており、とりわけ、当町におきましても、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれており、可能な限り住みなれた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、いのちを守る医療、保健、福祉、介護の連携を目指してまいります。これまでも、羅臼町の医療ビジョンを推進するため、医療連携会議を開催するなど、関係部門の情報共有や課題解決に向けた検討を行い、地域包括ケアの推進を図り、連携強化に努めてまいりました。しかし、国保診療所、介護施設は、依然として看護師、介護職員の不足が続いており、特に夜勤対応の職員の不足につきましては、各事

業所における確保努力のみでは限界があることから、当町としても対策を講じる必要があります。そのことから、特に診療所につきましては、町民と診療所相互の理解と信頼関係を深め、町民みずからが地域医療を守る意識づくりに取り組むとともに、町民や団体等による診療所の支援体制の確立を目指してまいります。

また、介護施設につきましては、介護ヘルパー初任者研修講座の受講機会を提供するとともに、就労につながった場合には受講料の助成を行い、介護業務への就業の動機づけや有資格者の増員による介護サービスの質の向上、定着を図ってまいります。

国が定める介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針に基づき策定する平成27年度からの第6期介護保険事業計画には、地域包括ケアシステムの構築、推進をしてまいります。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、身近な地域の人々との交流や声かけなど、日常的な見回り活動等を通じて、できる限り異常を早期に発見し、迅速に必要な支援につなげることが重要であります。そのため、引き続き、各町内会や地域住民等の御支援をいただきながら、地域での見守り体制の構築に向けた取り組みを実施してまいります。

障がいのある人も普通に暮らし、地域の一員としてともに生きる環境づくりを目指して、障がい福祉施策の充実に努めております。最近では、活動内容が地域活動よりも生産活動の比重が大きくなってきていることなどから、就労支援施策の充実が求められております。そのため、羅臼町社会福祉協議会では、これまでの障がい者支援の経験を生かしながら、障がい者が地域で安心して暮らすために、このたび、新たに就労継続支援事業所を開設し、就労系の障がい福祉サービスの提供を開始することになりましたので、引き続き支援してまいります。

保健分野につきましては、依然として特定健診やがん検診の受診率は伸びが見られず、生活習慣に起因する疾病での死亡が多い状況が続いております。そのため、今年度も引き続き、診療所での脳ドックの助成を行い、検診を受けやすくするとともに、通年にわたっての健診ができる診療体制について周知をしてまいります。また、年1回は健診を受けていただき、みずからの健康はみずからで守るという疾病予防の意識を町民の皆様方にも強く持っていただけるよう、町民皆健診に向けた取り組みも進めてまいります。

昨年4月から、環境保全と地域の活力と魅力を高めることを目的とした羅臼町環境基本計画がスタートし、行政だけではなく、町民、各事業者、そして羅臼町を訪れる滞在者が、環境に配慮した行動や保全活動を連携していくことを呼びかけています。しかし、町内に目を向けると自動販売機が至るところに設置され、便利になりましたが、それと比例するように、空き缶、ペットボトルなどのポイ捨てなど、不法投棄が後を絶たない状況にあります。一部の心ない者の行為が、羅臼町全体のイメージダウンになっております。ここ数年、ボランティアで清掃活動が行われておりますが、今年は各イベントや事業に合わせて、連合町内会、老人クラブ、小中高生、ねむろ自然の番人宣言事業者ほか、各関係機

関と連携し、不法投棄撲滅キャンペーンを実施したいと考えております。また、不法投棄撲滅を目指して、今議会で羅臼町不法投棄防止条例を上程しております。条例制定に当たっては、広報紙等で町民に周知し、町民一人一人が不法投棄のない、羅臼町の大切な自然を守り、後世に残し伝えるきっかけになることを願うものであります。

合併処理浄化槽につきましては、平成3年度から当町の生活排水処理対策として普及促進を図ってまいりましたが、普及率につきましては42.56%であります。近年、普及率が伸びない要因として、市街地区の家屋が密集しており、設置スペースの制限上、既存住宅改修での設置が困難な状況にあることも一因と考えられます。今後ともきれいな河川や海を後世に残していくために、引き続き、合併処理浄化槽の普及促進を図ってまいります。

今日の科学技術の著しい進歩、発展に伴い、目まぐるしく変化する社会に対応し、生き抜くための力をつけるため、生涯各期において必要な学習機会の提供と学習環境の整備に努めてまいりました。

自立のまちづくりを推進する中、少子化による児童・生徒数の減少を背景に、これまで学校適正配置計画に沿って、小学校の2校化を終え、老朽化が著しい中学校2校について、新たな中学校として1校を整備することとし、いよいよ新中学校の建設に向けた取り組みを推進してまいります。今年度は、新校舎建設にかかわる地質調査、基本設計の作成に着手することとしており、関係機関や団体の協力を仰ぎ、町民各位からの御提案等もいただきながら進めてまいります。

青年期教育につきましては、産業団体の青年組織や羅臼高校生とのつながりを深めることを目的に、町内行事への参加や、さまざまな活動におけるプロセスを通じて、青年の成長と自立を支援してまいりました。本年も引き続き、関係機関、団体との連携により、青年層の活発な活動を促進、支援してまいります。

また、豊かな知床の自然環境を生かした取り組みにつきましては、ふるさと少年探険隊を初めとする社会教育事業や、幼小中高一貫教育のカリキュラムに位置づける知床学などにおきまして、体験活動を中心に積極的に取り組んでまいりました。現在、町内全ての幼稚園、小中学校と羅臼高校がユネスコスクールに登録し、自然環境への理解を含めた持続可能な社会の実現に関する教育を推進しているところであり、本年6月には、知床、斜里町を会場に第70回日本ユネスコ運動全国大会が開催されることになっており、この大会が意義深い大会となるよう支援してまいります。

今日まで、町民皆様の御理解と御協力をいただきながら行財政改革を進め、財政の健全に努めてきたところであります。大変厳しい財政運営が続いている中、地方自治体財政健全化法の適用により、各会計において一層透明性を持った予算執行が求められたことも、当町の財政健全化を進めていく上での要因となりました。しかしながら、当町の自主財源である町税の伸びが期待できない中、地方交付税に依存する体質から抜け出せない状況が続いているため、いまだ財政状況は柔軟性がなく、多様化する町民のニーズに応えられな

い財政構造となっております。

今後は、安定した財政運営を進めるために、財政調整基金や事業目的を持った特定目的基金の着実な積み立てに意を用いてまいります。さらに、滞納のないまちを目指して、公平、公明、公正の観点から、一層の厳しい収納対策を進めるため、釧路・根室広域地方税滞納整理機構と、より強固な連携を図ってまいります。また、以前より税徴収の専門指導と滞納整理を進めるため北海道と人事交流を実施してきましたが、着実にその成果が出ており、担当職員の資質向上のためにも、引き続き派遣を要望しているところであります。

本年度予定されております、当町における国、道などの主な事業について申し上げます。

海岸高潮対策事業につきましては、昨年度、峯浜地区及び海岸町3・4区の工事が着手され、町内5地区で引き続き実施されることとなっております。また、岬町地区と海岸町1・2区は現地調査が終了しましたので、北海道へ事業採択の要請をしております。

漁港整備につきましては、峯浜漁港の砂の堆積を防ぐ砂防堤本工事が今年度から着手される予定となっております。また羅臼漁港は、現在、中央埠頭耐震岸壁の整備が進められており、今年度も引き続き実施されることとなっております。

土砂災害、雪崩災害対策など治山事業につきましては、昨年は町内の14カ所で事業が実施され、6カ所が終了しております。今年度におきましても24カ所の事業を要望しており、町民が安全・安心に生活ができるよう、治山施設の設置や森林の整備、保全事業が実施される予定となっております。

国道につきましては、一般国道335号標津防災の整備は平成24年度より事業が始まり、現在、測量、設計が行われているところであります。この国道は、当町において唯一の幹線道路であるとともに、経済、観光、住民生活や医療救急活動など、当町における生命線である重要な道路でありますので、安心・安全な生活、物流ルートの確保を図るため、早期完成に向けて要望してまいります。

ヒカリゴケの保全及びマッカウスの洞窟の整備につきましては、当町の要望によって、北海道が平成23年度よりヒカリゴケ生育環境やマッカウスの洞窟内の地質及び亀裂解析の調査を行っていただいておりますので、調査結果をもとに洞窟整備についても要望してまいります。

羅臼湖歩道につきましては、平成24年度から環境省及び林野庁により整備が行われており、入り口の変更とルートの一部変更、駐車帯の整備がされ、引き続き、ルートの変更や歩道の整備が行われ、今年度で全ての工事が終了する予定であります。完成により、これまで以上に原生的な景観の中で知床の自然を楽しむことができるものと考えております。

以上、平成26年度の行政を執行するに当たり、所信の一端と当面する行政課題等について申し述べてまいりました。私が町政を担当させていただきました3期11年間、町民の皆様には大変厳しい行財政改革を進める中、特に地域医療の再生、介護施設等の整備充

実に対し、特段の御理解と御協力をいただき今日を迎えることができましたことに感謝をいたしているところであります。現在、第6期総合計画、第3次実施計画を推進中でありますが、本年度予算に計上させていただいた各事業を含め、計画した68事業のほとんどを実施させていただきました。その一方で、議員、特別職、各種行政委員の皆様には特段の御理解を賜り、報酬や給料削減を現在も継続させていただいており、職員の給与についても本年度も独自削減に協力をいただきましたことに大変心を痛めておりますが、皆さんの御協力には感謝をいたしているところであります。繰り返しになりますが、多くの先人たちが守り育ててきました知床は、本年、記念すべき年を迎えますので、この機会に、改めて、知床の雄大な自然を後世に残し伝えていく環境づくりのためにも、関係機関や関係団体など、多くの皆様に御協力をいただきながら、町内外に知床のすばらしさを発信してまいりたいと考えております。

自治体を取り巻く環境は、今後、一段と厳しい時代を迎える中にありますが、職員一丸となって町民が「安心して暮らし元気ががんばれるまちづくり」を目指し、町民とともに協働のまちづくりを進めてまいります。町民皆様、議員各位、羅臼町を応援してくださる全国の皆様や、関係機関、諸団体皆様の特段の御理解と御支援を心からお願い申し上げ、執行方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（村山修一君） 次に、教育長行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長（池田栄寿君） 平成26年度羅臼町教育行政の執行方針について申し上げます。

1、初めに。

我が国の教育を取り巻く諸情勢は、教育委員会制度の見直しを初め、いじめ問題への対応、小学校での英語学習、土曜授業の試行など、これまでの歴史的経過を踏まえながら、新たな時代が求める課題に対する学校教育のあり方と方策が検討され、改革、改善に向けた施策が講じられています。

北海道教育委員会にありましても、次代を担う子どもたちの学力や体力、運動能力の向上を図る施策を初め、北海道子どものいじめ防止に関する条例の制定に向けた取り組みなどを通じて、たくましく生きる力を育むための施策を積極的に推進されています。

教育委員会は、地域づくりの基盤として教育が果たす役割を見据えながら、生まれ育った羅臼を愛し、当町の発展に主体的に貢献できる人材の育成を図るため、関係機関や関係団体と連携をしながら教育行政を推進してまいります。

特に、本年度は町立中学校の校舎建設に向けまして、PTAや校長会、地域などとともに検討委員会を設置し、中学生という大切な時期を、より一層豊かに学ぶことができるよう具体的な検討を進めてまいります。

2、羅臼町教育の推進。

当町の子どもたちが、たくましく生きていくために必要な基礎的、基本的な知識及び技能を確実に習得させ、次代を担うために求められる思考力や判断力、表現力などを培うため、学習規律の定着を図る取り組みや、義務教育9年間と高等学校との学びの接続を見通した指導計画の策定などが重要です。

そのため、本年度より学校教育法施行規則の改正により、教育委員会が必要と認める場合は土曜日などに授業を実施することが可能となりましたので、羅臼小学校において土曜授業を試行し、教育課程の定着を図る活動を展開するほか、社会教育活動と学校教育活動の連携を図り、さまざまな体験学習を通じて、みずから考え、たくましく生きる力を育む教育活動を展開し、未来を担う子どもたちの学力向上と豊かな心や健やかな体の育成を目指す各校の取り組みを支援してまいります。

また、子どもたちが学ぶ意欲を高め、確かな学力を身につけるためには、幼小中高一貫教育を通じて学びの接続を図る手だてを確立することも重要な要因の一つです。

大学や研究機関との連携を深化し、教職員の資質の向上を図るための研修や学校、学級支援事業などの充実した展開と、家庭における学習習慣の定着を図る取り組みを推進してまいります。

社会教育活動につきましては、第6次社会教育中期計画の3年目となる各種事業を推進する中で、町長部局や関係機関、団体等との連携を踏まえながら、青少年活動の支援を初め、青年リーダーの育成に努め、町民一人一人がみずから必要な活動を実践し、生きがいのある活動につながるよう各種の学習機会を提供し、学びの成果が活用できる生涯学習社会の実現を目指してまいります。

3、主要施策の推進。

(1) 学校教育の推進。

子どもたちが学校で学ぶ大きな目的の一つに、たくましく生きていくための知識や技能を身につけ、それを活用する能力を高めることがあります。そのため、一人一人の教育課程の習熟度を高める取り組みが重要でありますので、関係機関と連携、協力をしながら、若い教職員が多い当町の特性を生かした研修の場を身近に提供し、授業力向上を図る取り組みや学級支援活動を推進してまいります。

また、全国学力・学習状況調査の結果から、基本的な生活習慣や態度に課題があるほか、食の乱れによる肥満の増加、体力、運動能力の低下などが危惧されています。当町の特性を生かしながら、学校と家庭や地域が連携した取り組みを通じて、子どもたち一人一人が持つ個性や能力を伸ばすとともに、開かれた学校づくりを推進してまいります。

学校教育の推進につきまして、7点申し上げます。

1点目は、「幼稚園教育」についてであります。

幼稚園教育は、発達や学びの連続性を考慮した取り組みを通じて、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。文部科学省が制定している幼稚園教育要領に基づき、園児一人一人の活動に沿った柔軟な指導を行い、望ましい心身の活動を助長し、

たくましく生きる力の基礎を育成してまいります。当町におきましては、少子化が進み、同年代による遊ぶ機会の減少や核家族化の中で、子育てに対する過保護や過干渉、さらには育児への不安を抱く若い保護者がふえるなど、幼児教育への新たな対応が求められています。そのため、日々の教育活動においては、ユネスコスクール活動を教育課程に位置づけ、集団生活の中で多くの体験ができるよう工夫し、好奇心や創造的な思考力を初め、健康な心と体を育て、道徳性の芽生えを培うとともに、家庭教育学級を開催するなど、課題解決を目指す取り組みを通じて、園児教育の充実を図ってまいります。

また、幼稚園は園児の主体的な遊びを中心とした教育であることから、小学校の教科中心の学習と指導方法が異なりますので、幼稚園から小学校への円滑な移行を図るため、接続のカリキュラムを策定し、生活や学びの接続を実践しておりますが、本年度はさらなる内容の充実と向上を図るため、体系的、系統的な検証を行い、就学前教育の充実を目指します。

教員につきましては、園内研修を初め、各種研修会への参加を督促し、総合的に指導する力や、特別な教育的配慮を要する幼児に対応する力などの向上を図ります。

2点目は、「確かな学力を育む学習指導」についてであります。

新しい学習指導要領は、子どもたちの現状を踏まえ、生きる力を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力などの育成を重視しています。このことは、次代を担う子どもたちが、変化の激しい次代の中でたくましく生きていくために必要となる力を身につけることが求められたもので、日々の指導の改善や充実を図り、学習内容の習熟度に応じた弾力的指導方法や指導体制を工夫改善し、子どもたち一人一人に応じた指導の充実に努めることの重要性が指摘されたものであります。

このため、各校の校内研修や学習指導法研究会、羅臼町幼小中高一貫教育協議会の活動など、課題解決に向けた組織的な活動を支援するとともに、大学や関係機関と連携、共同してフリープラン研修や各種研修を当町において開催し、教職員個々の授業力向上を図る良質な研修会を身近に提供するほか、放課後学習を初め、学生ボランティア事業の受け入れなど、学校の学力向上を図る必要な取り組みが迅速に行われるよう積極的に支援してまいります。

また、子どもたちが各教科の習熟度を高めるためには、わかる授業の展開とともに、学ぶ姿勢や学ぶ態度の育成など、家庭における生活習慣や学習習慣の定着が重要な役割を果たしますので、学校全体での指導や、PTAにおける取り組みを支援するなど、地域の実態に即した方策の確立に努めてまいります。

3点目は、「信頼される学校づくり」についてであります。

学校は、保護者や地域住民から寄せられる意見や要望を的確に把握し、組織的、継続的に運営の改善を図り、家庭や地域の理解を深める活動が求められています。そのため、各校の学校経営方針に基づき行われる学校評価につきましては、子どもたちや学校の状況に関する共通理解を深め、学校、家庭、地域の連携協力を促す工夫をするほか、各種調査の

結果を積極的に提供し、学校の説明責任を果たしてまいります。

子どもたちの成長と発達に伴う生徒指導の問題につきましては、学校と保護者が一体となって取り組む活動を支援するほか、関係機関との連携、協力体制を進め、実効性のある課題解決に努めるとともに、校内における相談体制の充実を図ってまいります。

また、教職員には確固たる職業倫理観や高い使命感が求められ、教育に対する信頼感に応えることが期待されています。そのため、日ごろの教育活動を通して保護者や子どもたちと信頼関係を深める活動を支援するとともに、子どもたちや保護者などから疑惑や不信を招くことがないように、各種の法令や服務規律の遵守について啓発を行ってまいります。

4点目は、「豊かな心や健やかな体を育む教育」についてであります。

子どもたちの豊かな心や健やかな体を育むためには、家庭や地域社会と連携しながら、発達段階に応じたさまざまな体験活動が求められています。そのため、地域の大人や異年齢集団との交流を初め、各分野における体験活動など、生きる力の基礎となるさまざまな体験活動を充実させる必要があります。

園児との触れ合いを含む世代間交流や、世界自然遺産知床の豊かな自然環境を生かした自然体験学習、診療所や福祉施設での体験活動、漁港、通学路などでの清掃ボランティア活動などを推進し、生きることの尊さや自然に親しみ愛護する心や環境保全しようとする態度などを育ててまいります。

また、社会環境の変化や生活様式の多様化などに伴い、子どもたちの身体活動も変化してきています。平成25年度に行われた小学校5年生及び中学校2年生の体力・運動能力、運動習慣等の調査の結果、総体的に、男女とも身長に対する体重の割合が高く、肥満の傾向が、全道、全国平均を上回る結果になりました。そのため、子どもたちが将来にわたって健康な生活を送ることができるよう、運動に対して関心を持ち、スポーツを楽しむ工夫や、体を動かす楽しさなどを体感しながら、基礎体力を高めるための取り組みを推進いたします。

食育につきましては、子どもたちの望ましい栄養摂取や、当町の食文化や水産物などに対する理解を深める授業を通じて、正しい食習慣を身につけるための学習を初め、医療や保健機関とも連携をしながら、校内における肥満児童・生徒の指導体制の確立を図ってまいります。

5点目は、「羅臼町支援教育の推進」についてであります。

当町は、教育、福祉、医療関係者が連携し、乳幼児の段階から義務教育の円滑な移行を図ることや困り感のある子どもたち一人一人の成長と発達に寄り添うことを目的として、羅臼町育ちの手帳こんぱすを運用し、成果が確認されています。

地域的な特徴を生かしながら、子どもたちとその保護者、学校などと連携を強め、充実した運営を目指すとともに、卒業後の社会参加と自立を目指すことができるよう必要な支援体制を検討してまいります。

また、一人一人に応じた指導の充実を図るため、教職員や校内における特別支援教育

コーディネーターなどの研修会を開催し専門性の向上を図るほか、北海道教育大学釧路校が当町で行う調査研究活動への協力や、教員の特別支援学校教諭免許の取得講習会への参加を奨励し、ともに学び、ともに育つ、包括的な支援教育の確立を目指す活動を推進してまいります。

6点目は、「自然環境教育の推進」についてであります。

身近な郷土の歴史や自然への興味や関心を深め、体験を重ねることは、子どもたちの豊かな心情や思考力の芽生えを培い、創造性を豊かにすることから、教育的な狙いを明確にし、体系的、系統的な取り組みが重要です。そのため、関係機関と連携をしながら、すぐれた自然環境を活用したユネスコスクール活動の充実した取り組みを発展させるとともに、当町独自の副読本、知床学を新たに策定し、知床半島の動植物や多様性を初め、生物間のつながりなどについて体験的に学び、自然に対する豊かな感性や思考力の芽生えを育み、世界自然遺産知床を次世代に継承していく活動を推進いたします。

また、教職員を対象とした持続可能な社会の実現に向けた研修会を開催し、資質の向上を図るほか、必要に応じて授業支援やユネスコスクール活動の実践成果発表の場として研究発表会を開催いたします。

本年度は、第70回日本ユネスコ運動全国大会が斜里町を会場に開催されますので、当町が実践しているユネスコスクール活動の発表を行うなど、この大会が充実したものとなるよう支援をしてまいります。

7点目は、「中学校の適正配置計画推進」についてであります。

羅臼町小・中学校の適正配置計画は、保護者や地域の皆様の深い御理解をいただき推進してまいりました。残る課題として、春松中学校と羅臼中学校の1校化と老朽化が著しい校舎の建設がありました。各校区の保護者や地域の皆様の御理解をいただき、両校を廃校として、新設の中学校を現羅臼中学校敷地内に建設することで合意が得られました。今後、両校の閉校並びに新設校開設に向けた諸準備を同時に進めていくこととなりますので、地域やPTAを初め、校長会、教頭会などを含め、検討委員会を設置し、多岐にわたる具体的な内容について作業を進めてまいります。

(2) 社会教育の推進。

社会教育の推進につきまして、3点申し上げます。

1点目は、「地域の課題をみつめ、自主・自立のまちづくりを目指す取り組み」についてであります。

生涯学習時代に入り、趣味や多様化する生活課題などをきっかけとして、多くの団体や個人が活動を行っています。生き生きとした地域社会を構築していくためには、このような学びの輪が広がり、活動を行っているクラブやサークルの中から指導者やリーダーが生まれ、知識や技術の還元が行われることが重要です。そのため、多様化する個人の生活を背景とした学習機会の提供や学習情報の発信などとともに、地域づくりの担い手となる人材の育成を目指して、多様な活動を支援してまいります。

特に、青少年活動につきましては、子どもたちがさまざまな体験を通じて生涯学習の基礎的な考え方を身につけ、地域のリーダーとして意欲的に活動に参加する人材の育成を目指し、中高一貫教育における生徒会リーダー研修会を支援するほか、根室管内全ての高等学校が参加して行う青少年社会参画育成事業及び羅臼高等学校のフードデザイン専科生が地域と連携して行う取り組みを積極的に支援してまいります。

2点目は、「心を結ぶ文化活動で、うるおいあるふるさとづくりを目指す取り組み」についてであります。

地域社会は、町民一人一人にとって充実した人生を送ることができる、潤いと安らぎのある場であることが求められています。そのため、文化の創造と享受をつなぎ、生涯にわたる学習活動を主体的に行う人材の育成に努めてまいります。特に情報機器の利便性が急速に高まる一方で、人間関係が希薄となり、地域の伝統や文化活動に影響を及ぼしていることを踏まえ、大人と子どもとの交流を図る場の提供や青少年活動などを通じて世代間交流の推進に努め、地域力の向上を目指した活動に意を用いてまいります。

芸術文化活動につきましては、学習活動の発表の場として公民館ロビーやホールを有効に活用するほか、地域の特徴を生かした公民館講座の開催を初め、当町の無形文化財「郷土芸能知床いぶき樽」の普及活動を支援するなど、町民の学習、文化活動を支えてまいります。

公民館活動につきましては、羅臼町文化協会との共催により第44回文化祭を開催し、日ごろの活動成果の発表の場を提供するほか、ふれあいコンサートや、ふるさと体験教室などの事業を推進してまいります。

読書普及活動につきましては、幼稚園や学校と連携しながら、ボランティアサークルによる読み聞かせ活動を支援するほか、保健福祉課や子育て支援センターなどの事業と連携し、効果的な普及活動を推進してまいります。

文化財保護活動につきましては、オホーツク文化の遺跡として北海道重要考古資料に登録されている松法川北岸遺跡出土品の整理作業を進め、保存と活用を図る整備を行うほか、環境省が行う、オジロワシ、オオワシ、シマフクロウなど、国指定天然記念物の保護調査活動に協力をするとともに、北海道指定天然記念物「羅臼のひかりごけ」及び羅臼の間欠泉の調査保護活動を行ってまいります。このほか、当町にゆかりの深い方々の特別展示や各種講座などを開催し、郷土資料館の利用を促進してまいります。

3点目は、「健康の増進、コミュニティづくりに役立つスポーツ活動」についてであります。

生活の利便化が進み、日常生活において体を動かす機会が減少している今日、スポーツは、体力増進、健康保持のため、従前にも増して重要な役割を担っています。また、子どもから高齢者まで生涯を通じてスポーツに親しむことは、人と人の心をつなぐコミュニティづくりに大きな効果が期待されています。そのため、町民一人一人が世代を超えた交流を深めながら体力づくりや健康づくりの活動を積極的に推進し、着実な効果を上げてい

る羅臼町民体育館の指定管理者NPO法人羅臼スポーツクラブらいつの活動を支援してまいります。さらに、生涯を通じてスポーツ活動に親しむ環境づくりを促進するために、スポーツ団体及び指導者の育成、学校開放事業や子どもの体力向上事業などを推進してまいります。

4、終わりに。

以上、平成26年度教育行政の主要な方針を申し上げました。

いつでも、どこでも、誰もが学習することができ、また、学習成果を生かすことができる生涯学習社会に入り、学ぶことの重要性が増えています。当町の未来を託す子どもたちが、新しい社会の中で夢と希望の実現に向けて力強く成長することができるよう、学校や関係機関、関係団体と連携を深め、知、徳、体の調和のとれた成長と発達を全力で支援するとともに、町民の皆様が生涯にわたって豊かに学びが続けられるよう、職員が一体となって最善の努力を傾注してまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様の御理解と御支援を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） 以上で、町長・教育長行政執行方針の説明が終わりました。

町長・教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問は後日行います。

◎散会宣告

○議長（村山修一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、明日8日及び9日は、会議規則第9条第2項の規定により、休会となります。

10日は、午前10時開議といたします。

10日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。

大変御苦労さまでした。

午後 0時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員